

横手市教育・保育施設整備計画 及び公立保育所民営化計画



平成29年3月

横手市

目次

はじめに	2
これまでの経緯	3
教育・保育施設の現状	4～9
将来の幼児人口と入所児童数	10～15
横手市のめざす教育・保育行政のあり方	16
教育・保育施設の整備について	17～19
公立保育所の民営化について	20～27
計画の実行にあたって	28
参考資料	
用語の定義	30
パブリックコメントについて（概要）	31～33
各施設の住所地別入所人員について	34
現在の小学校の設置状況及び今後の方向性	35
横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画策定委員会設置要領	36
横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画 策定委員会委員名簿	37
横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画策定 庁内検討委員会委員名簿	38
協議の経過	39

はじめに

本市においては、幼児人口は減少しているものの、三世帯世帯が減少し、核家族化の傾向がみられます。また、ひとり親世帯、共働き世帯の増加、勤務形態の多様化等により、保育に対するニーズが多様化しています。

こうした中、子育てしている家庭が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、住み慣れた地域で安心して笑顔で子育てができる環境の整備が求められています。

本市では、平成22年3月に「横手市保育所整備計画」を策定し、平成22年度から平成30年度までの保育所の整備に取り組んでまいりました。また、国の動きとして、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を目的の一つとした子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されました。

これらを踏まえ、市では、前計画の後継として、平成30年度から平成37年度までの計画を、従来の保育所に加え、認定こども園及び特定地域型保育事業についても策定することといたしました。

また、公立保育所の中には、入所児童が減少している施設があります。施設を統合することにより、適切な規模の集団保育を確保し、子どもの活動が豊かに展開されるような環境を整えてまいります。

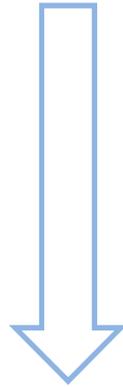
さらに、限られた財源を有効活用し、かつ、多様化する保育ニーズにこたえていくことが必要です。このため、病児保育、休日保育等の多様な保育を提供してきた民間の力を活用することとした横手市公立保育所民営化方針を平成27年1月にお示ししております。

以上のことから、本市では、策定にあたっては、良質かつ適切な環境の提供及び地域の実情に応じた教育・保育の効率的な提供を基本理念とし、教育・保育施設に関する整備計画と公立保育所の民営化計画を一体的に策定し、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことができる環境を整えます。

これまでの経緯

横手市保育所整備計画（平成22年3月）

- 《 内容 》 雄物川地域、大森地域の公立保育所の
民営化・統合計画を含む整備計画
- 《 期間 》 平成22年度から平成30年度まで
- 《 対象 》 保育所



横手市公立保育所民営化方針 （平成27年1月26日行政課題説明会）

- 《 内容 》 全ての公立保育所について民
営化を目指す



教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画の方向性

- 《 内容 》 整備計画と公立保育所民営化計画を一体的に策定する。
- 《 期間 》 平成30年度から平成37年度まで
- 《 対象 》 保育所、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業
- 《 進め方 》 庁内検討委員会（教育委員会、財政課、経営企画課、人事課、社会福祉課等）及び策定委員会（経営者、施設長、保育士、保護者会等）を設置して検討を進める。
平成28年度内の策定を目指す。

教育・保育施設の現状

保育所の入所人員について（平成28年4月1日現在。受託児童含まず。）

○ 施設別入所児童数

名 称	公私 の別	所 在 (地域)	利 用 定 員	入 所 人 員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
横手幼稚園	私立	横手	70	6	12	13	14	17	16	78
横手マリア園	私立	横手	60	2	6	11	8	17	11	55
アソカ保育園	私立	横手	110	3	19	11	18	16	18	85
明照保育園	私立	横手	120	10	18	22	27	26	28	131
白梅保育園	私立	横手	80	5	14	13	17	15	13	77
相愛保育園	私立	横手	100	8	17	20	22	24	25	116
和光保育園	私立	横手	50	2	8	8	9	10	11	48
常盤保育園	私立	横手	60	2	11	3	20	15	18	69
ときわベビーハウス	私立	横手	50	12	10	16	0	0	0	38
むつみ保育園	私立	横手	100	0	0	14	18	26	27	85
むつみ乳児保育園	私立	横手	30	7	22	0	0	0	0	29
旭保育園	私立	横手	130	8	18	20	21	27	28	122
金沢保育園	私立	横手	70	6	6	10	11	12	18	63
みいりの保育園	私立	横手	110	5	14	20	21	17	30	107
ますだ保育園	公立	増田	180	5	17	26	27	47	26	148
浅舞感恩講保育園	私立	平鹿	90	6	15	8	20	17	13	79
下鍋倉保育所	私立	平鹿	110	10	20	21	19	19	23	112
樽見内保育園	私立	平鹿	60	2	7	13	10	17	11	60
吉田保育所	私立	平鹿	110	5	12	26	21	24	14	102
醍醐保育園	私立	平鹿	110	6	14	14	25	18	18	95
沼館保育園	私立	雄物川	150	7	20	21	33	20	34	135
雄物川保育園	私立	雄物川	80	4	7	18	14	21	22	86
川西保育所	公立	大森	60	0	9	15	13	11	13	61
大森保育園	私立	大森	110	1	9	14	19	26	27	96
十文字保育所	公立	十文字	190	13	19	24	33	39	28	156
三重保育所	公立	十文字	80	3	8	15	7	14	13	60
植田保育所	公立	十文字	50	1	5	6	13	5	8	38
睦合保育所	公立	十文字	60	1	7	6	12	14	8	48
さんない保育園	公立	山内	90	3	11	8	13	10	24	69
たいゆう保育園	公立	大雄	150	5	9	16	20	32	25	107
計			2,820	148	364	432	505	556	550	2,555

○ 地域別入所児童数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
横手地域	76	175	181	206	222	243	1,103
増田地域	5	17	26	27	47	26	148
平鹿地域	29	68	82	95	95	79	448
雄物川地域	11	27	39	47	41	56	221
大森地域	1	18	29	32	37	40	157
十文字地域	18	39	51	65	72	57	302
山内地域	3	11	8	13	10	24	69
大雄地域	5	9	16	20	32	25	107
計	148	364	432	505	556	550	2,555

○ 設置者別入所児童数

	利 用 定 員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	860	31	85	116	138	172	145	687
私立	1,960	117	279	316	367	384	405	1,868

- 市内には、8か所の公立保育所と22か所の私立保育所があります。
- 公立保育所は、増田、大森、十文字、山内、大雄地域に設置されています。
- 私立保育所は、横手、平鹿、雄物川、大森地域に設置されていて、17の社会福祉法人が経営しています。

認定こども園及び特定地域型保育事業の入所人員について（平成28年4月1日現在。受託児童含まず。）

- 市内には、4か所の認定こども園と1か所の事業所内保育事業所があります。
- 認定こども園は、横手、十文字に設置されていて、全て私立で、3つの学校法人が経営しています。どの認定こども園も前身は幼稚園で、平成27年4月に認定こども園こひつじが、平成28年4月に他の3か所が認定こども園に移行しました。
- 市内には、特定地域型保育事業として事業所内保育事業1か所が横手地域に設置されていて、株式会社が経営しています。

○ 認定こども園（施設別入所児童数）

名 称	公私 の別	所 在 (地域)	利 用 定 員	在 籍 人 員											
				教 育 認 定				保 育 認 定							
				3 歳	4 歳	5 歳	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	
認定こども園上宮第一幼稚園	私立	横手	55	13	6	12	31	0	0	5	2	1	2	10	
認定こども園上宮第二幼稚園	私立	横手	70	12	20	20	52	0	0	1	1	1	2	5	
認定こども園土屋幼稚園・保育園	私立	横手	90	22	27	21	70	0	0	3	3	0	0	6	
認定こども園こひつじ	私立	十文字	85	14	18	12	44	1	6	13	6	5	5	36	
計			360	61	71	65	197	1	6	22	12	7	9	57	

○ 特定地域型保育事業（事業所内保育事業）（施設別入所児童数）

名 称	公私 の別	所 在 (地域)	利 用 定 員	在 籍 人 員			
				保 育 認 定			
				0 歳	1 歳	2 歳	計
事業所内託児所あたごキッズ	私立	横手	15	2	3	4	9

公立保育所と私立保育所の比較（特別保育の実施状況）について（平成28年4月1日現在）

一時預かり事業

- 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所において児童を保育する事業

	公立	私立
実施（か所）	5	17
設置（か所）	8	22
実施率	63%	77%

乳児保育事業

- 1歳未満の児童を保育所において保育する事業

	公立	私立
人数（人）	31	117
設置（か所）	8	22
平均（人/か所）	3.9	5.3

特別な支援を要する子どもの保育

- 特別な支援を要する子どもの保育を推進するため、軽度から重度の障がいのある児童を保育所において保育する事業

※ 数字は平成26年度実績

	公立	私立
人数（人）	30	43
設置（か所）	10	20
平均（人/か所）	3.0	2.2

病児保育事業（体調不良児対応型）

- 看護師等を配置し、保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間預かり、当日の緊急対応を行う事業

	公立	私立
実施（か所）	0	9
設置（か所）	8	22
実施率	0%	41%

休日保育事業

- 就労形態の多様化に対応するため、日曜日、祝日等の休日に保育を行う事業

	公立	私立
実施（か所）	0	7
設置（か所）	8	22
実施率	0%	32%

まとめ

- 一時預かり事業、乳児保育、病児保育、休日保育は私立保育所の方が取り組む割合が高い。私立保育所の方が多様な保育を実施していることを示している。
- 特別な支援を要する子どもの保育は、公立保育所の方が取り組む割合が高い。この数字は受入の実数を示しているのであり、受入の可否を示すものではないが、事実として公立保育所の方が受け入れている割合が多いことを示している。
- 財源の観点（下記参照）では、運営費、補助金ともに私立保育所の方が国・県の負担が多く、充実している。

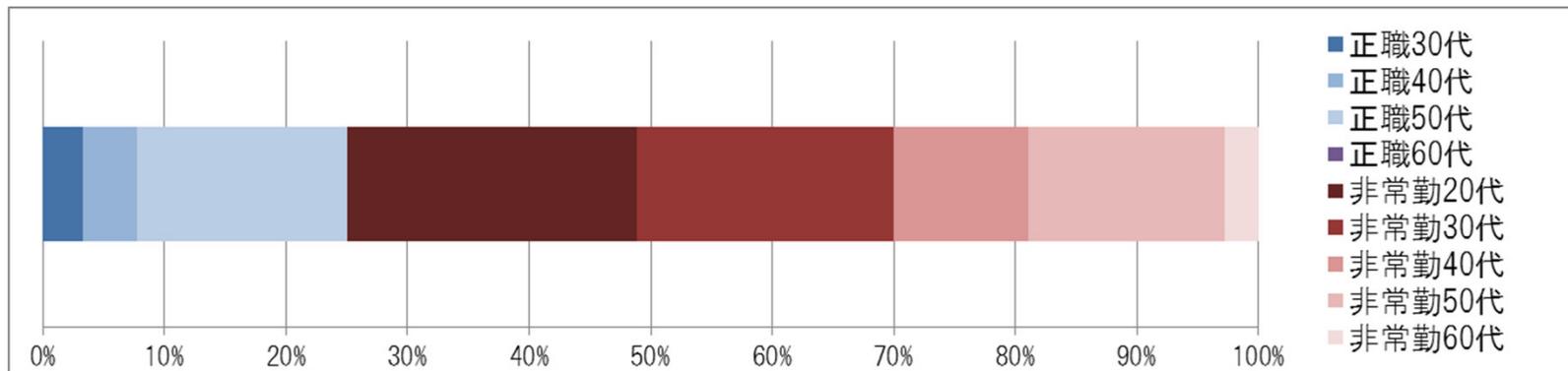
《 参考 》

- 運営費の財源（国徴収金基準額を除いた部分）
公立保育所 市100/100（平成16年度から一般財源化（交付税措置））
私立保育所 国：県：市＝50/100：25/100：25/100
- 補助金（給付費加算を含む。）
公立保育所 一時預かり事業、病児保育事業 ※整備費補助は平成17年度から一般財源化（交付税措置）
私立保育所 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、整備費補助

公立保育所の職員構成について

- 平成27年4月1日現在で、正職員と非常勤職員の比率は約25：75です。
- 正職員の人数は、平成27年4月1日現在は30～50代で45人、平成37年4月1日現在は40～50代で14人（採用が無い場合）となります。これまでよりも非常勤職員の割合が高まることが予想されます。

職員構成比（平成27年4月1日現在）



※ 再任用職員2名（うち保育所勤務1名）、子育て拠点施設に従事する職員（3名（平成27年4月1日現在全員50代））は除く。

H27. 4. 1 現在	再任用	正職員					計	非常勤					計	総計
		60代	30代	40代	50代	60代		20代	30代	40代	50代	60代		
		1	6	8	31	0		45	43	38	20	29		

H37. 4. 1 現在	正職員				非常勤					総計	退職		
	30代	40代	50代	計	20代	30代	40代	50代	計		再任用	正職員	非常勤
	0	6	8	14	0	43	38	20	101		115	1	31

将来の幼児人口と入所児童数

人口推計

○ 年齢別人口（平成27年10月1日現在） 平成27年国勢調査速報値

	H27						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳
横手市	526	552	539	634	656	614	3,521
横手地域	255	240	246	282	314	235	1,572
増田地域	32	32	27	48	29	44	212
平鹿地域	67	75	80	85	76	92	475
雄物川地域	42	57	46	44	64	50	303
大森地域	25	32	30	37	40	37	201
十文字地域	75	80	76	97	80	104	512
山内地域	13	10	14	10	26	21	94
大雄地域	17	26	20	31	27	31	152

○ 人口推計（各年10月1日現在）

	H32							H37						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳
横手市	452	475	463	545	564	528	3,027	404	425	414	487	504	472	2,706
横手地域	200	209	205	241	248	233	1,336	178	187	183	215	221	208	1,192
増田地域	27	29	28	33	34	32	183	25	26	25	30	31	29	166
平鹿地域	62	65	63	74	77	72	413	55	58	56	66	69	64	368
雄物川地域	39	41	40	47	49	46	262	35	37	36	42	44	41	235
大森地域	26	27	27	31	33	30	174	23	25	24	28	29	27	156
十文字地域	66	70	68	80	83	78	445	59	62	61	72	74	69	397
山内地域	12	13	12	15	15	14	81	11	11	11	13	14	13	73
大雄地域	20	21	20	24	25	23	133	18	19	18	21	22	21	119

○ 年齢別人口の地域内訳は、コーホート法ではなく、平成27年3月31日現在人口の市全体*地域の割合で求めた。端数は、横手地域の数値で調整した。

○ 人口推計の「横手市」の年齢別内訳は、平成27年度の国勢調査の速報値に社人研の人口減少率を使用して求めた。

○ 人口推計の地域内訳は、平成32年人口推計の年齢別*平成27年度地域、平成37年人口推計の年齢別*平成32年度地域の割合で求めた。

《 参考 》 幼児人口に係る資料

○ 年齢別人口（平成27年3月31日現在）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳
横手市	513	549	581	647	637	645	3,572
横手地域	249	237	265	287	305	247	1,590
増田地域	31	32	29	49	28	46	215
平鹿地域	65	75	86	87	74	97	484
雄物川地域	41	57	50	45	62	52	307
大森地域	24	32	32	38	39	39	204
十文字地域	73	80	82	99	78	109	521
山内地域	13	10	15	10	25	22	95
大雄地域	17	26	22	32	26	33	156

○ 年齢別人口（平成28年3月31日現在）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳	前年比較
横手市	528	536	549	595	653	635	3,496	△ 76
横手地域	250	254	234	266	295	303	1,602	12
増田地域	22	33	34	32	48	28	197	△ 18
平鹿地域	65	73	74	91	84	72	459	△ 25
雄物川地域	46	40	59	51	47	63	306	△ 1
大森地域	21	28	31	32	35	37	184	△ 20
十文字地域	82	77	84	84	101	80	508	△ 13
山内地域	13	13	10	15	10	26	87	△ 8
大雄地域	29	18	23	24	33	26	153	△ 3

入所児童数推計 ※ 人口推計に各地域別年齢別入所率を乗じて求めた。

○ 入所児童数推計（各年4月1日現在）

保育認定	H32							H37						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
横手市	157	330	361	472	499	472	2,291	140	295	323	422	446	421	2,047
横手地域	68	155	158	197	219	202	999	60	138	141	176	195	180	890
増田地域	7	17	16	31	30	28	129	6	15	15	28	28	25	117
平鹿地域	33	58	62	82	84	87	406	30	52	55	73	76	77	363
雄物川地域	14	22	27	33	36	34	166	13	20	24	30	32	30	149
大森地域	4	18	24	32	35	30	143	4	16	21	29	30	27	127
十文字地域	21	40	50	59	57	55	282	19	36	45	53	51	49	253
山内地域	4	9	10	14	14	13	64	3	8	10	12	13	12	58
大雄地域	6	11	14	24	24	23	102	5	10	12	21	21	21	90
小計	157	691			1,443		2,291	140	618			1,289		2,047

教育認定	H32				H37			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
横手市	53	59	52	164	47	53	46	146

○ 入所児童数推計（各年度末現在） ※ 0歳児の入所者数は、年度末には年度当初の約2倍になる。（H26実績2.17倍）

保育認定	H32							H37						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
横手市	314	330	361	472	499	472	2,448	280	295	323	422	446	421	2,187
横手地域	136	155	158	197	219	202	1,067	120	138	141	176	195	180	950
増田地域	14	17	16	31	30	28	136	12	15	15	28	28	25	123
平鹿地域	66	58	62	82	84	87	439	60	52	55	73	76	77	393
雄物川地域	28	22	27	33	36	34	180	26	20	24	30	32	30	162
大森地域	8	18	24	32	35	30	147	8	16	21	29	30	27	131
十文字地域	42	40	50	59	57	55	303	38	36	45	53	51	49	272
山内地域	8	9	10	14	14	13	68	6	8	10	12	13	12	61
大雄地域	12	11	14	24	24	23	108	10	10	12	21	21	21	95
小計	314	691			1,443		2,448	280	618			1,289		2,187

《 参考 》 入所児童数に係る資料

○ 入所児童数（平成27年4月1日現在。認可保育所のみ。）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
横手地域	76	157	186	216	246	196	1,077
増田地域	8	19	17	46	25	40	155
平鹿地域	35	67	84	96	81	117	480
雄物川地域	15	31	34	32	45	38	195
大森地域	4	21	28	39	41	39	172
十文字地域	23	46	60	73	54	77	333
山内地域	4	7	13	9	23	20	76
大雄地域	5	14	15	32	25	33	124
市外	2	3	3	3	7	2	20
計	172	365	440	546	547	562	2,632

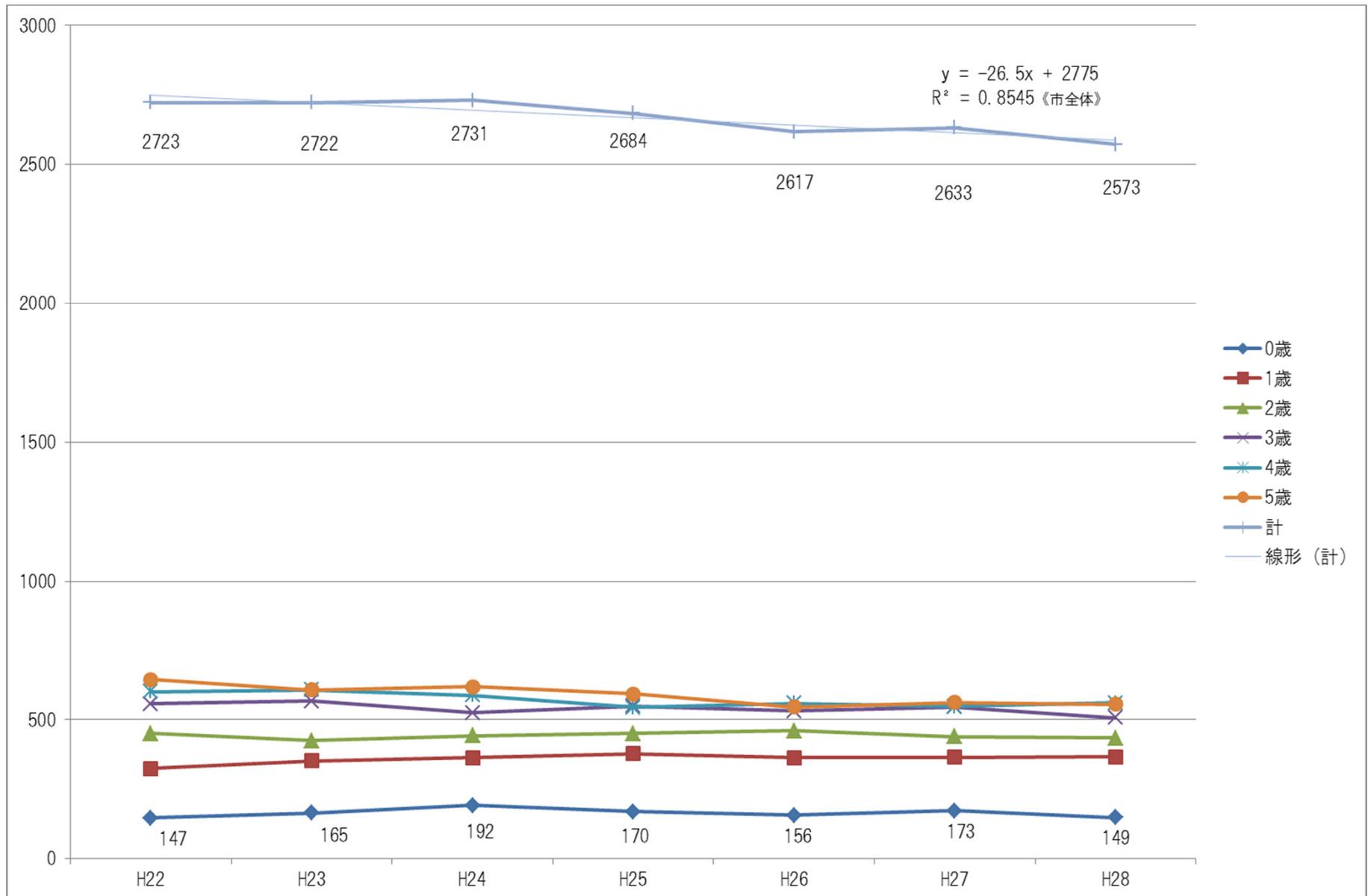
○ 入所児童数（平成28年4月1日現在。認可保育所のみ。）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	前年比較
横手地域	76	175	181	206	222	243	1,103	26
増田地域	5	17	26	27	47	26	148	△ 7
平鹿地域	29	68	82	95	95	79	448	△ 32
雄物川地域	11	27	39	47	41	56	221	26
大森地域	1	18	29	32	37	40	157	△ 15
十文字地域	18	39	51	65	72	57	302	△ 31
山内地域	3	11	8	13	10	24	69	△ 7
大雄地域	5	9	16	20	32	25	107	△ 17
市外	1	3	2	2	5	5	18	△ 2
計	149	367	434	507	561	555	2,573	△ 59

※ 保護者の住所地ではなく、保育所の地域別に算出した。

※ 雄物川地区が平成27年から平成28年にかけて増加しているのは、へき地保育所分が雄物川保育園（認可保育所）に移行したためと考えられる。

○ 認可保育所入所児童数推移（各年4月1日現在）



横手市のめざす教育・保育行政のあり方

適切な定員と配置方針

- 将来の入所児童数は緩やかに減少していくことが見込まれます。また、適切な規模の集団保育ができるよう配慮していきます。
- 遊びが成り立つ最低限の集団保育の規模は、1学年に10人程度と思われます。3歳以上児で1学年が10人を下回る施設は、適切な利用定員（施設全体）をおおむね60人から90人と想定し、統合を検討します。
- 一方、教育・保育施設は、毎日の送迎や急な体調の変化等を考慮すると、保護者が利用しやすいよう、1地域に最低1施設は維持したいと考えます。

多様な保育の展開及び教育・保育の質の向上

- 多様な保育ニーズに応えるためには、保育サービスの充実が必要です。一時預かり事業、乳児保育、病児保育、休日保育等のニーズに応じた多様な保育を推進していきます。
- 公立保育所の運営費は平成16年度から一般財源化（交付税措置）されました。国及び県の財源が得られる私立保育所により（民営化）、限られた一般財源をより有効に、かつ、効率的に活用することができるようになります。
- 市に教育・保育に専門知識を有する職員を配置し、当該職員が市内の教育・保育施設を訪問します。訪問では、施設の抱える課題や悩みを把握し、ニーズに応じた研修会、助言等を行っていきます。
- また、特別な支援を要する子どもに対しては、上記の専門知識を有する職員による指導・助言体制の構築、研修の充実等に努めます。
- 市としては、民営化した後も子どもの育ちをしっかりと支えられるような教育・保育を提供できるよう、体制を整備していきます。

教育・保育施設の整備について

教育・保育施設の施設整備の方向性について

公立の施設整備の方向性

- 建築年が古い、三重保育所、植田保育所、睦合保育所、たいゆう保育園の施設整備を行います。
- 十文字地域は、4保育所に計302人入所しています（H28. 4. 1現在）。保育所を運営するにあたり適切な規模を60人から90人程度と想定していることから、植田保育所・睦合保育所を統合し、十文字地域の保育所は、3か所としたいと考えます。
- 各施設の利用定員は、十文字160～180人程度、三重70～90人程度、植田・睦合80人程度を想定します。将来的には、十文字保育所の利用定員を縮小し、三重保育所の利用定員を拡大する方向が良いと思われま
- 公立保育所の施設整備は、私立保育所の整備希望のない年度に、民営化と一体的に計画します。

私立の施設整備の方向性

- 緊急度（耐震性、老朽度）の高い施設から優先的に、希望する年度に計画します。ただし、1年に整備する施設は、2か所を上限とします。（各施設の希望が1年度あたり2施設以下であったため、優先順位等を考慮せず、希望年度に計画します。）
- 金沢保育園は希望する年度が未定であったため、整備希望のなかった35年度に計画します。



- 上記の考え方にに基づき、次のページの年次計画を作成しました。

教育・保育施設整備計画一覧

年度	設置	施設名	利用定員	構造	階数	延床面積	築年	H28 経過 年数	整備希望（着工） （H28. 6. 1現在）	希望年度 経過年数	耐用 年数
30	私	認定こども園 土屋幼稚園・保育園	教80 保10	鉄骨	2	734	昭和49年10月	41	平成30年4月/改築	43	40
	私	認定こども園 こひつじ	教85 保30	木造	1	460	昭和55年・58年	36	平成30年4月/改築	38	22
				木造	1	694	平成4・9・12・ 13・24・27年	24～ 1年		26～3年	
31	公	たいゆう保育園	150	鉄筋一 部鉄骨	2	2002	S50. 12 (H12. 10改装)	40		43	47
	公	植田・睦合統合保育所	50	木造	2	575. 10	H2. 1	26	(植田保育所)	33	22
	60		鉄筋	1	654. 79	S57. 12	33	(睦合保育所)	40	47	
32	私	白梅保育園	80	鉄筋	2	402	S51. 1	40	平成32年4月/改築	44	47
				鉄骨	1	286	S59. 12	31		35	
33	私	アソカ保育園	110	鉄骨	1	658	S45. 11	45	平成33年か34年/改築	50	34
	私	旭保育園	130	鉄筋	1	391	S50. 6	40	平成33年5月/改築	45	47
	木造			1	176	H19. 3	9	14		22	
34	公	三重保育所	80	鉄筋	2	846. 17	S55. 1	36		42	47
35	私	金沢保育園	70	鉄筋	1	597	H6. 1	22	時期未定/大規模修繕	未定	47
36	私	横手マリア園	60	木造	2	435	H1. 7	26	平成36年/改築	34	22
	私	樽見内保育園	60	鉄骨	1	807	S62. 10	28	平成36年4月/改築	36	34
37	私	吉田保育所	110	鉄筋	1	392	S53. 12	37	平成37年/改築	46	47
				鉄筋	1	186	S56. 10	34		43	47
	私	沼館保育園	150	鉄筋一 部木造	2	768	S54. 3	37	平成37年4月/改築	46	47
木造	1			198	S59. 7	31	40	22			

※ 年次計画は、今後の補助制度の改廃や市財政計画等との関係により、整備年度を変更する可能性があります。

公立保育所の民営化について

公立保育所民営化の背景と今後の展開について

公立保育所の課題

多様な保育ニーズへの対応
限られた財源の有効活用
非常勤職員の待遇改善

多様な保育ニーズへの対応
民営化への様々な不安の解消
財源の確保
非常勤職員の待遇改善の必要性

私立保育所の強み

多様な保育の展開
賃金改善の実施
国・県からの財源

民営化

ノウハウの活用

多様な保育ニーズの展開
国・県からの財源の確保
処遇改善への期待

《 質の保障 》

- 教育・保育アドバイザーによる巡回指導・助言
- 教育・保育の質の更なる向上を目指す研修会の開催
- 毎年1回の指導監査の実施

《 不安感への対応 》

- 引継保育の実施
- タイムリーな情報開示と情報提供
- 特別な支援を要する子に関する保育機能の強化

公立保育所を民営化する理由について

《 多様な保育の展開の必要性 》

- 7・8ページの「特別保育の実施状況」にあるとおり、一時預かり事業、乳児保育、病児保育、休日保育は私立保育所の方が取り組む割合が高く、私立保育所の方が多様な保育を実施していることを示しています。公立保育所を民営化することにより、ニーズに応じた多様な保育が提供できると思われ
ます。

《 保育士の処遇改善 》

- 公立保育所では、非常勤職員の比率が高くなっていること（正職員：非常勤職員＝約25：75）や、給与面で賞与がなく、一定期間勤続後は昇給ストップ、1年更新といった点が課題となっています。
- 一方、民間保育所では、平成25年度から国の制度により処遇改善を行っているほか、人事院勧告による改善も見込まれます。
- よりよい保育を提供していくためには、職員が継続的に勤務し、スキルアップしていくことが大切です。民営化し、現在の公立保育所の非常勤職員をできるだけ多く採用してもらうことで、待遇改善が期待されます。併せて、待遇面での魅力をアップすることにより、継続的に勤務していただくことで、保育の質が向上していくことが期待されます。

《 柔軟な対応の必要性 》

- 1か所あたりの年度途中の平均受入児童数は、公立3.9人、私立7.1人（平成28年4月～10月）であり、私立の受入割合が多くなっています。民営化により、公立保育所よりも保育士の配置や予算の確保等、柔軟で機動的な対応が想定されます。それにより、年度途中入所が比較的スムーズになることが期待
されます。

民営化をする上で予想される課題と対応方法

《 子どもの育ちをしっかりと支えられる教育・保育の展開 》

- パブリックコメントにおいて、多様な保育の展開はメリットであるが、単なる利便的なサービスの提供以上に、一人ひとりの子どもの発育を尊重し、保護者が本当に必要としている支援を提供できることが求められるとの意見がありました。
- 市では、平成28年度から3年間、文部科学省事業のモデル市として、横手市幼児教育の推進体制構築事業を実施していきます。具体的には、教育・保育の質の向上のために教育・保育アドバイザーを配置し、市内保育所と認定こども園を巡回して指導や助言を行い、課題解決のための研修会の実施等により、民営化後も子どもの育ちをしっかりとさせられるような教育・保育を提供できるよう、体制を整備していきます。
- 市では、法令に基づき、保育所に対し1年に1回の指導監査を行っており、経理、安全、保育等に関するチェックを行っております。指導監査は、民営化後も継続して実施します。

《 民営化に対する漠然とした不安（セーフティネット） 》

- 身近な施設としてのセーフティネット：保育所は滞在型ではなく、通所型の施設です。また、就労等で保護者が保育できない場合に利用します。保護者はまず自宅に近い地域の保育所を、次に通勤経路にある保育所を利用する傾向にあります。セーフティネットとして機能するためには、身近にあることが必要です。
- 特別な支援を要する子どものセーフティネット：1か所あたりの特別な支援を要する子どもの受入児童数は、公立3.0人、私立2.2人です。公立保育所を民営化した際には、特別な支援を要する子どもが円滑に入所できるよう、市に配置する教育・保育に係る専門知識を有する職員による指導・助言体制の構築、研修の充実等を行っていきます。
※ この数字は受入の実数を示しているものであり、受入の可否を示すものではありません。また、公立保育所の方が1か所あたりの規模が大きいため、在籍する特別な支援を要する子どもの数が多い可能性があります。
- 保育所入所のセーフティネット：1か所あたりの年度途中の平均受入児童数は、公立3.9人、私立7.1人（平成28年4月～10月）であり、私立の方が入所のセーフティネットとして機能していると言えます。

民営化をする上で予想される課題と対応方法（続き）

《 子どもと保護者の不安感の軽減 》

- 公立から私立へ設置主体が変わることについて、子どもと保護者の不安感を軽減するため、民営化前の1年間、民営化受入先法人から公立保育所へ保育士を派遣してもらい、引継保育を行います。
- 保護者会への説明会を開催します。

公立保育所民営化に係るヒアリングの実施について

公立保育所民営化に関する意向調査の結果

- 市内認定こども園、保育所、特定地域型保育事業を経営する方に対し意向調査を行い、日程調整に応じた6法人に対し、ヒアリングを行いました。
- ヒアリングでは、法人の希望を聞き、民営化が可能な方向を探りました。

ヒアリングの概要

《 受入対象施設 》

- ① 現在経営している施設と隣接した地域の民営化であれば、受け入れやすい。
- ② 一部の施設は、受入を希望する法人がなかった。
- ③ それ以外はおおむね1~2か所の法人が民営化の受入の可能性を示した。

《 民営化に際しての条件等 》

- ④ 融雪等の雪対策、備品等の無償譲渡、民営化前の建物修繕、市職員の事務員としての派遣等の希望があった。

方向性

- ① できるだけ法人本部に近い地域の公立保育所を受け入れる方が、職員の人事異動、理事の人选等の面から望ましいと考えられる。
- ② 市内の保育所以外の社会福祉施設を運営する社会福祉法人、市外の保育所を運営する社会福祉法人にも対象を広げることを検討する。
- ③ 実際応募があるかは確定的ではない。応募がない場合には、上記②に準じる。
- ④ 市役所内における関係課室所と協議を行い、民営化先法人公募までに検討する。

公立保育所民営化計画一覧

- 民設での事業開始を1年に2か所を上限とし、段階的に進める。
- 市、法人、保護者、地域等の調整及び施設整備に丸2年間に充てる。
- 民営化先法人決定及び施設整備がある場合の用地選定は、民設での事業開始の3年度前に実施する。

	整備	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
ますだ保育園 民営化							民営化先 法人決定	関係機関 の調整	引継保育	民設での 事業開始
川西保育所 民営化			民営化先 法人決定	関係機関 の調整	引継保育	民設での 事業開始				
十文字保育所 民営化			民営化先 法人決定	関係機関 の調整	引継保育	民設での 事業開始				
三重保育所 整備・民営化	有				民営化法 人決定 用地選定	関係機関 の調整	施設整備 引継保育	民設での 事業開始		
植田・睦合統合 保育所（仮） 整備・民営化	有	民営化法 人決定 用地選定	関係機関 の調整	施設整備 引継保育	民設での 事業開始					
さんない保育園 民営化						民営化法 人決定	関係機関 の調整	引継保育	民設での 事業開始	
たいゆう保育園 整備・民営化	有	民営化先 法人決定 用地選定	関係機関 の調整	施設整備 引継保育	民設での 事業開始					

※ 諸般の事情により、民営化の時期を変更する可能性があります。

公立保育所民営化先法人募集について

《 方針（案） 》

- 民営化先の法人を決定する際は、あらかじめ募集要項を定め、公募等により選定するものとする。

《 募集要項に掲載する事項（例示） 》

- 移管する施設の名称
- 移管までのスケジュール
- 応募資格
 - (1) 横手市内で特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を運営している法人又は移行前の保育所の地域（旧市町村単位）に事業所を置く社会福祉法人であること。（当該枠組みで応募がない場合は、横手市内で社会福祉施設を運営している法人、秋田県内で認可保育所を運営している法人に対象を広げることを検討する。）
 - (2) 応募する法人又はその代表者及び役員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しないもの
 - ② 破産者で復権を得ないもの
 - ③ 会社更生法、民事再生法による手続きを行っているもの
 - ④ 暴力団により不当な行為の防止等に関する法律に掲げる、暴力団及びその利益となる活動を行うもの
 - ⑤ 市税等を滞納しているもの
- 応募条件（立地、整備に係る経費の負担、引継保育等）
- 建設等に係る助成
 - ※ 建設を伴う民営化の場合は、市から助成した上で、民営化先法人が建設を行う予定です。
- 応募手続

計画の実行にあたって

- 横手市第2次総合計画（平成28～37年度）の前期終了（平成32年度）に合わせて、実施の状況について検討し、計画の見直しを行う。
- また、期間内に必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

參考資料

《 参考 》 この計画における用語の定義（50音順）

- 公立保育所民営化
設置主体が横手市から民間（社会福祉法人等）に変わること。
- 多様な保育
延長保育、一時預かり、乳児保育、病児保育、休日保育等
延長保育 … 就労形態の多様化に対応して、保育時間を延長して子どもを預かり、保育すること。
一時預かり … 日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、家庭での保育が困難となった場合に子どもを一時的に預かり、保育すること。
乳児保育 … 0歳児の子どもを保育すること。
病児保育（体調不良児対応型） … 保育中に体調不良となった子どもへの緊急対応を行うこと。
休日保育 … 日曜、祝日等において子どもを預かり、保育すること。
- （特定）教育・保育施設
幼稚園、保育所、認定こども園の総称
- （特定）地域型保育事業
少人数（おおむね20人未満）の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。横手市内には、従業員と地域の子どもの両方を預かる事業所内保育事業として、事業所内託児所あたごキッズ1か所が設置されています。
- 認定こども園
幼稚園と保育所の機能や特徴を併せもち、地域の子育て支援も行う施設
- 引継保育
保育環境の変化による子どもや保護者の不安をできるだけ少なくし、民間移行を円滑に行うため、民営化1年前に、民営化先の保育園から公立保育所に数人を派遣すること。

《 参考 》 パブリックコメントについて（概要）

《 実施概要 》

意見の募集期間 平成28年10月1日（土）～平成28年10月31日（月）
意見の募集方法 市内特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、認可外保育施設等へ貼り出し、各市民サービス課及び子育て支援課の窓口に設置
意見を提出した方の数 63人（うち保護者17人、保育所等の経営者0人、保育所等の職員45人、その他1人）
意見等の公表 平成28年11月7日（月）
意見等の件数 32件（類似の意見等が複数あるときは、それらを一の意見等とみなして集計）

横手市のめざす教育・保育行政のあり方

論点① 適切な集団保育の規模を、最低1学年10人程度、施設全体では60人から90人程度としているのは、適切であると思いますか。

意見 反対意見はなし。適切な規模の根拠がわからない。

市の考え方 比較的小規模な保育所に聞き取りを行うことにより設定しました。例えば、ゲームが成り立つためには10人いれば対戦形式ができる等、遊びの観点から最低10人とした。また運営しやすい規模として60～90人との声がありました。

論点② 保護者の負担軽減の観点から、1地域に最低1施設を配置する方針は適切と思いますか。

意見 1地域に1施設は必要だと思う。送迎が困難になったり、負担になっては困る。

論点③ 公立保育所の民営化により、限られた一般財源を有効活用し、多様な保育を推進することについて、どう思いますか。

意見 （保護者）多様な保育は必要である。（施設職員）職員の負担になり、離職率が高まることのないようにしてもらいたい。

教育・保育施設の整備について

論点① 植田保育所と睦合保育所を統合することについて、どう思いますか。

意見 「統合、利用定員の調整により、より充実した集団生活ができる」「地域から保育所が無くなるのはさびしいが、少子化なので避けられない」等の意見が寄せられた一方、否定する意見はなかった。

論点② 十文字保育所の利用定員を縮小し、三重保育所の利用定員を拡大することについて、どう思いますか。

意見 反対意見はなし。2園は、同一の経営者になるのか。実際の調整をどのように行うのか。

市の考え方 必ずしも同一の経営者でなくとも利用定員調整は可能である。立地、特別保育等について検討していきます。

公立保育所民営化について

論点 保護者の不安軽減のため、民営化前に引継保育を1年間行う予定ですが、期間として適切であると思えますか。

意見 引継保育は1年間は必要と思う。できるだけ多くの保育士が移行し、同じ先生にみてもらえるようにしてほしい。引継保育は職員の不安をあおる方が大きかったように感じる。

市の考え方 引継保育の内容を検討していきます。法人には、できるだけ多くの保育士を採用してもらえよう協議していきます。

※ 現在、引継保育が保護者の不安軽減につながったかどうか検証するアンケートを、昨年里見保育所、福地保育所、大沢保育所、白山保育所に入所していた家庭を対象に実施しました。

その他

意見 十文字保育所が3年後には完全民営化となっているのは、急ではないか。

市の考え方 保護者や職員への説明の時間等を考慮し、民営化までに時間をかけて進められるよう、素案を修正します。

意見 地域とのつながりや手厚い保育が無くならないよう配慮してほしい。

市の考え方 これまでも公立・私立の区別なく地域との交流は実施しています。民営化後、地域の意見を反映していくため、法人の役員等に地域の方を選出していただくこと等について、受入先法人と協議していきます。

意見 現公立保育所の保育士が民営化後も安心して働けるよう、待遇をしっかりとってもらいたい。また、民営化が希望の感じられるものであってほしい。

市の考え方 保護者、子どもたちのみならず、働く側も安心していただけるように、進めていきます。

《 参考 》 各施設の住所地別入所人員について（平成28年4月1日現在。受託児童含まず。）

- 一番上の行が入所児童の住所地であり、その地域の子どもがどの施設を利用しているかを示す表である。
- 大森地区の子どもはほとんど大森地域の施設を利用していること、十文字地域の子どもは平鹿地域のほか様々な地域の施設を利用していることが読み取れる。

No.	事業類型	教育・保育施設の名称	地区	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	計
1	保育所	横手幼児園	横手	76		2						78
2	保育所	横手マリア園	横手	51			1		1	1	1	55
3	保育所	アソカ保育園	横手	79	1	3			1	1		85
4	保育所	明照保育園	横手	127		1			1	2		131
5	保育所	白梅保育園	横手	74			1		2			77
6	保育所	相愛保育園	横手	108	1	1	4			2		116
7	保育所	和光保育園	横手	47		1						48
8	保育所	ときわベビーハウス	横手	36			1			1		38
9	保育所	常盤保育園	横手	68							1	69
10	保育所	むつみ保育園	横手	75		5	3		1	1		85
11	保育所	むつみ乳児保育園	横手	28			1					29
12	保育所	旭保育園	横手	120		1					1	122
13	保育所	金沢保育園	横手	63								63
14	保育所	みいりの保育園	横手	107								107
15	保育所	ますだ保育園	増田	2	139				7			148
16	保育所	浅舞感恩講保育園	平鹿	3	3	65	2		6			79
17	保育所	下鍋倉保育所	平鹿	2	1	90		1	16		2	112
18	保育所	樽見内保育園	平鹿	1		44	13	1	1			60
19	保育所	吉田保育所	平鹿	8		91	2				1	102
20	保育所	醍醐保育園	平鹿	6	2	86			1			95
21	保育所	沼館保育園	雄物川	2		1	128	3			1	135
22	保育所	雄物川保育園	雄物川				84		2			86
23	保育所	大森保育園	大森	6			2	84	2		2	96
24	保育所	川西保育所	大森					61				61
25	保育所	十文字保育所	十文字	1	2				153			156
26	保育所	三重保育所	十文字	2	1				56		1	60
27	保育所	植田保育所	十文字						38			38
28	保育所	睦合保育所	十文字						48			48
29	保育所	さんない保育園	山内	1						68		69
30	保育所	たいゆう保育園	大雄	2			3		1		101	107
31	認定こども園	認定こども園上宮第一幼稚園	横手	41								41
32	認定こども園	認定こども園上宮第二幼稚園	横手	54				1		1	1	57
33	認定こども園	認定こども園土屋幼稚園・保育園	横手	75						1		76
34	認定こども園	認定こども園こひつじ	十文字	4	8	2			66			80
35	事業所内	事業所内託児所あたごキッズ	横手	5			1		2		1	9
		計		1274	158	393	246	151	405	78	113	2818

《 参考 》現在の小学校の設置状況及び今後の方向性

地域名	学校名	箇所数及び 今後の方向性	位置	通学区域内にある 保育所・認定こども園（略称）
横手地域	横手南小学校	5か所	羽黒町4番36号	マリア、明照、相愛、上宮第一、上宮第二、土屋
	朝倉小学校		睦成字碓185番地	横幼、アソカ、みいりの
	旭小学校		赤坂字城野岡222番地	むつみ、旭
	栄小学校		大屋寺内字長谷下6番地3	白梅
	横手北小学校		八幡字下長田50番地	和光、常盤、金沢
増田地域	増田小学校	1か所	増田町増田字土肥館141番地	ますだ
平鹿地域	浅舞小学校	3か所	平鹿町浅舞字八幡小路18番地	感恩講、下鍋倉、樽見内
	吉田小学校		平鹿町上吉田字大道88番地3	吉田
	醍醐小学校		平鹿町醍醐字大橋7番地	醍醐
雄物川地域	雄物川小学校	1か所	雄物川町今宿字鳴田35番地	沼館、雄物川
大森地域	大森小学校	1か所	大森町字中田1番地4	大森、川西
十文字地域	十文字第一小学校	4か所 (平成33年度に1か所とする案を3月議会に提出し、可決済)	十文字町字十文字48番地	十文字、こひつじ
	十文字第二小学校		十文字町十五野新田字増田道東19番地	三重
	植田小学校		十文字町植田字忍ノ沢14番地4	植田
	睦合小学校		十文字町睦合字宿屋布36番地	睦合
山内地域	山内小学校	1か所	山内土渕字菅生37番地1	さんない
大雄地域	大雄小学校	1か所	大雄字田根森50番地	たいゆう

※ 中学校の状況：平成30年度に山内中学校を横手南中学校に編入する予定である。

《 参考 》

横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画策定委員会設置要領（平成28年7月8日）

（設置）

第1条 横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、幅広い分野からの意見を求め、計画に反映させるため、横手市教育・保育施設整備計画・公立保育所民営化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の原案調整に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか目的達成に必要な事項

（組織）

第3条 委員会の組織は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、横手市認定こども園協会、横手市社会福祉法人保育所経営者協議会、横手市保育協議会、横手市保育士会、保護者団体その他必要と認められる者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会議を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、横手市健康福祉部子育て支援課に置く。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年7月8日から施行する。

《 参考 》 横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画 策定委員会委員名簿

平成28年12月15日現在

	機関等	職名	氏名	備考
1	横手市認定こども園協会（理事長代表）	理事長	藤井 哲之	学校法人上宮学園 理事長
2	横手市認定こども園協会（園長代表）	園長	小田嶋 淳子	認定こども園土屋幼稚園・保育園 園長
3	横手市認定こども園協会（保育教諭代表）	保育教諭	元長 ゆり	学校法人こひつじ学園 保育教諭
4	横手市社会福祉法人保育所経営者協議会	会長	若松 義十	社会福祉法人明照福祉会 理事長
5	横手市保育協議会	会長	稲葉 盛榮	大森保育園 園長
6	横手市保育協議会	副会長	松川 喜郎	横手幼児園 園長
7	横手市保育士会	会長	伊藤 貴子	むつみ保育園 副園長
8	横手市保育士会	副会長	加藤 美穂子	常盤保育園 主任保育士
9	認定こども園土屋幼稚園・保育園	保護者	千葉 恵子	認定こども園土屋幼稚園・保育園
10	認定こども園上宮第二幼稚園	保護者	松井 美和	認定こども園上宮第二幼稚園
11	三重保育所	保護者	嶋田 貴	三重保育所
12	たいゆう保育園	保護者	鈴木 真善	たいゆう保育園
13	下鍋倉保育所	保護者	小松 正衛	下鍋倉保育所
14	雄物川保育園	保護者	関口 瑠美子	雄物川保育園

- 会 長 稲葉 盛榮
- 副会長 藤井 哲之

《 参考 》 横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画策定 庁内検討委員会委員名簿

平成28年11月24日現在

	所属部	所属課	職名	氏名
1	総務部	人事課	副主幹（人事研修係長）	木村 智子
2	総合政策部	経営企画課	副主幹（企画振興係長）	小玉 幸平
3	総合政策部	財政課	副主幹（計画調整係長）	伊藤 英明
4	総合政策部	財産経営課	副主幹（財産活用係長）	近江 秀和
5	まちづくり推進部	増田市民サービス課	副主査	高橋 かおり
6	まちづくり推進部	平鹿市民サービス課	副主査	石川 直樹
7	まちづくり推進部	雄物川市民サービス課	主事	佐々木 嶺
8	まちづくり推進部	大森市民サービス課	課長代理	佐野 弘樹
9	まちづくり推進部	十文字市民サービス課	副主査	栗谷 隆之
10	まちづくり推進部	山内市民サービス課	副主査	高橋 暢秀
11	まちづくり推進部	大雄市民サービス課	副主査	佐々木 成子
12	まちづくり推進部	増田市民サービス課	ますだ保育園 園長	長倉 裕美子
13	まちづくり推進部	大森市民サービス課	川西保育所 所長	佐々木 紀子
14	まちづくり推進部	山内市民サービス課	さんない保育園 園長	山下 幸子
15	教育委員会教育総務部	教育総務課	副主幹（学校統合係長）	佐藤 孝之
16	健康福祉部	部長		三浦 淳
17	健康福祉部	社会福祉課	次長兼課長	木村 忠
18	健康福祉部	社会福祉課	係長	藤原 慶喜
19	健康福祉部	子育て支援課（事務局）	課長	小松 忠昭
20	健康福祉部	子育て支援課（事務局）	課長代理	織田 秀介
21	健康福祉部	子育て支援課（事務局）	副主査（幼保係）	高橋 弥生
22	健康福祉部	子育て支援課（事務局）	係長（子ども育成係）	高橋 慶子
23	健康福祉部	子育て支援課（事務局）	主査	松田 智香

協議の経過

年	月	庁内、地域、議会	策定委員会、法人、保護者
H28	2月	2/18～23 地域局へのヒアリング実施	整備に係る意向調査、ヒアリング実施
	3月		
	4月		
	5月	5/18 第1回庁内検討委員会（議論のたたき台）	
	6月		
	7月		7/8 第1回策定委員会（計画のたたき台）
	8月	8/3～10/4 地域づくり協議会説明 8/24 第2回庁内検討委員会（計画の素案）	8/1～10 公立保育所民営化受入先に関する調査
	9月		9/5 第2回策定委員会（計画の素案）
	10月	10/3～19 公立保育所職員向け説明会 10/27 市議会全員協議会（計画の素案）	10/1～31 パブリックコメント意見募集
	11月	11/24 第3回庁内検討委員会開催（計画の成案）	11/7 パブリックコメント意見等公表
	12月		12/15 第3回策定委員会（とりまとめ）
H29	1月	1/10 政策会議 1/24 市議会全員協議会説明	
	2月		
	3月	子ども・子育て会議報告、計画策定	

横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画

平成29年3月



健康福祉部子育て支援課

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号
TEL 0182-35-2133 / FAX 0182-32-9709
e-mail kosodate@city.yokote.lg.jp
HP <http://www.city.yokote.lg.jp/>
